

平成25年白老町議会全員協議会会議録

平成25年12月13日（金曜日）

開 会 午後 3時15分

閉 会 午後 4時27分

○議事日程

1. 子ども憲章の策定について
-

○会議に付した事件

1. 子ども憲章の策定について
-

○出席議員（14名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君 | 2番 吉 田 和 子 君 |
| 3番 斎 藤 征 信 君 | 4番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5番 松 田 謙 吾 君 | 7番 西 田 ・ 子 君 |
| 8番 広 地 紀 彰 君 | 9番 吉 谷 一 孝 君 |
| 10番 小 西 秀 延 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 14番 及 川 保 君 | 15番 山 本 浩 平 君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	古 俣 博 之 君
子 ども 課 長	坂 東 雄 志 君
子 ども 課 主 幹	関 口 美 恵 子 君
子 ども 課 主 査	藤 元 路 香 君

○職務のため出席した事務局職員

局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 3時15分）

○議長（山本浩平君） 本日の案件は、子ども憲章についてであります。

担当課からの説明を求めます。

古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 本会議終了後の大変お疲れのところ、このような時間をいただきまして大変ありがとうございます。また、仮称でありますけれども、しらおい子ども憲章につきましては昨年7月19日に総務文教常任委員会のほうに策定の目的及び方法についてご説明を申し上げました。その後、審議の状況につきましてなかなか機会を持たないでおりましたことをお詫び申し上げたいと思います。

具体的な説明の前に、私のほうからこの目的についてのみ簡単に触れさせていただきたいと思います。世の中これまでも申し上げてきたように情報とそして物があふれる状態であります。それからまた、善きにつけ悪きにつけさまざまな、多様な価値観が広がっております。そういうことと同時に、非常に変化の激しい時代状況の中で、その知識基盤社会だとかというふうなことも言われております。そのような時代の中で子どもたちがいかに育っていくべきなのか、その辺のところをこれから子どもたちが踏まえながらしっかりと時代を担うその社会の形成者として育っていく、そういう資質、能力、そして生き方を見つけてほしいという願いのもとに、子どもは一人一人違うかけがえのない存在であるということをお前提に据えながら、子どもは大人によって守られ、そして育てられる存在であるということ。それと同時に、子どもは学校、それから地域社会の中でみずから学び育つ存在であるという、そういう2つの観点をしっかりと子ども観を取りまして、温かさと厳しさ、そして学びと感動のある本町における子ども施策の基軸となるこの憲章を定めたいと思っております。

これまで次世代の協議会のほうに諮問してございましたこの件ですけれども、大体まとめの段階に入ってきましたので議員の皆様方にご提示を申し上げまして、さらによいものにするためにさまざまな観点からご意見等をいただきたいと思いますと思ひまして、きょうのお時間をいただきました。今後また、きょうだけではなくてこのような機会をいただければ、それぞれ意見をいただきたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今教育長のほうから策定の趣旨等々をお話しいただきましたので、私どものほうはきょう議会の皆さんにお配りいたしました、しらおい子ども憲章の策定についてということで、このレジュメに沿ってお話ししたいと思います。

まず、策定プロセス、憲章がどのような方法でできているのかというようなことです。それ

から、しらおい子ども憲章の案についてご説明いたします。また、今後の策定スケジュール、そしてこの子ども憲章は、画餅にならないようにしらおい子ども憲章を、よい行動計画をつくっていくのだという道筋がここで一応レジュメに載っておりますので、そこに基づいてご説明したいと思います。長くなりますので座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、しらおい子ども憲章の策定についてということでございます。資料のほうは、白老町子どもアンケート調査結果、資料2、子ども憲章に盛り込むべき事項、これは次世代育成地域協議会の委員の皆さんに意見を出していただいたもの。それから資料3、しらおい未来子ども会議、児童生徒の意見、そして、資料4はパブリックコメント、町民用だけですけれども、子どももそういう形でつくっております。それから資料5、しらおい子ども憲章の策定スケジュールということでございます。これに基づいてご説明いたします。

それでは、このレジュメを見ていただきますと、策定プロセスということで、ここに簡単に、本案はということでその下に載っています。本案はこの7つの策定方針がござひます。これは一昨年の7月に総務文教常任委員会協議会の中でご承認いただいた7つの基本方針です。特に主体者としての児童というようなことでの考え方です。この子ども憲章策定方針。

そして、白老町子どもアンケート調査、これは子どもが675名、大人が454名ということで1,129名からいただいたアンケート調査です。これは資料1にあります。

それから、しらおい子ども未来会議、これが中学生版と小学生版。7月20日、中学生12人の参加、小学生は9月28日、15人の参加ということで、資料3に書類がござひます。

それから、先ほどご説明しました資料2として、次世代育成支援対策地域協議会、これは12月19日にもう一度予定してござひまして、それで10回という予定でござひます。その内容がそこに次世代ということで書いてござひます。

そして、専門家の意見として、学園大学の福士先生、九州大学の田中先生、アイヌ民族博物館の村木専務理事、学芸課の安田氏と、そして、今回の希望学の我が国の第一人者であります東大の玄田教授の意見をいただいてつくらせていただきます。これらのそれぞれの専門家の意見をいただいて作り込みをさせていただきました。この部分で、特に総務文教常任委員会でも出てきた子どもたちの意見とか、それから、白老らしいものとか、社会貢献ということも考えてほしいというようなお話がありまして、そういうものを踏まえて、しらおい子ども憲章（案）ということで、副題にはアイヌ語を表記するというところで4つぐらいの候補がござひまして、それらはこれから次世代の中で協議をして、育みあうとか、育ちあうとか、互いを大切にするとか、夢を見るとか、それら4つぐらいの今アイヌ語があるのですが、それをどれにしていこうかという形で思っております。この副題をつけてしらおい子ども憲章をつくっていきたいと思っております。

続きまして、しらおい子ども憲章がどのような内容になっているかということでござひます。資料4でござひます。資料4に基づいてご説明いたします。パブリックコメント用ということで、ご紹介がございましたけれども、パブリックコメントは11月25日から12月24日の予定で、今自治基本条例第10条のパブリックコメント手続き要綱に基づいてやっております。

それでは、まず名称です。しらおい子ども憲章（案）ということでございます。白老というのは漢字よりもひらがなのほうがより子どもたちが親しみやすいのではないかと、子どもパブリックコメントの中でも非常に評価が高いです。それから、子どもたちもアイヌ語で表記されるのはとても白老らしくていいのではないかというお話がありました。また、アイヌ文化ということで、白老町アイヌ施策基本方針とか、アイヌ文化推進基本方針という、そういったものを持っていますし、アイヌ語のそういう、博物館とかそういったところの、子どもたちも親しみがあって、そういう中でアイヌ語の表記というのはいいいのではないかというお話をいただいております。そこに表記したいと思っています。候補としてはウレシバとか、ウティアンパとか、ウイマとか、タカラとかという4つぐらいの今お話ししたような内容、そういう言葉を何とか考えていこうと。専門家とも今るる進めているところでございます。そして、前文ということで、ここにあるしらおい子ども憲章のレジュメの中で、前文は、(目指すべき子ども像) プラス本文(大人と子どもの行動目標) ということで載っております。

まず、目指すべき子ども像です。わたしたち白老の子どもと大人は、ともに信頼しあい、人に優しいまちをつくるため、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく元気に生きていくことを誓い、町制施行60周年の節目にしらおい子ども憲章を定めます。ということでございます。特に白老の子どもと大人はということで、子どもと大人の役割を本文の中で載せておりますので、この部分では白老の子どもと大人はという言い方をしております。ともに信頼しあいというところです。人に優しいまちということですが、この部分は子どもアンケート調査とか、玄田先生からのご提言、また子ども会議などの資料を見ていただければと思うのですが、信頼とか優しさとかという言葉が非常に出てきていると思います。特に玄田先生の言葉を借りますと、白老の大人は、白老の子どもたちを信頼していると。白老の子どもたちは白老の大人を信頼していることを宣言する。お互いの信頼を高めるためにそれぞれ今やるべきことをやるのだというような意味合いで大事なのではないかと。信頼しあい優しいまちをこの優しいという部分は、特に子どもアンケート調査の中でも非常に優しいまちというのが出てきていますし、子どもたちの意見の中にも出ております。未来に向けて夢や希望を持ち、明るく元気よくしていくというような、この部分は今の教育行政執行方針の中で平成24年の方針をつくるのだといったときに、そのときにつくったテーマでございまして。それで誓いということで約束するというような決議宣言的な表現をしています。こういうような前文です。ちょっと詳しく申し上げました。本文は、子どもはということで、それぞれ6項目まであります。大人ということでも6項目あります。それぞれ1番から人権、2番が感謝、思いやり、3番が責任、行動、4番が夢、希望、5番が地域貢献、6番がまちの歴史文化と、それをそれぞれ子どもはこうだ、大人はこうだということで載せております。この部分もそれぞれ子どものアンケート調査とか、意見をいただいて、未来会議とか、そういった中で文章をつくり出してきています。特に5番目に、本文の中で、子どもは進んで元気よくあいさつをしますと簡単に書いてありますけれども、子どもたちがやはり地域に出ていくとき、地域の最初の入り口はやはりあいさつだろうということで、非常にあいさつの部分は子どもたちのアンケート調査でもそうでしたし、意見の中でも

出ていました。そういう子どもはという部分は非常に子どもたちがわかりやすい言葉で書いてあります。そういうようなことで今度は大人の部分は大人それぞれの役割を載せております。こういう形で載せておりますので、特に子どものところでは差別、いじめ、それから大人の部分は一人一人尊重し、命を守るとか。特に大人の部分では、2番目で子どもの心に寄り添いという、非常に自己肯定感を出し大事な観点でしたので、そういったものも入れております。それから6番目には、豊かな自然を守り歴史や文化をつくりますというようなことで、こういう形でそれぞれ資料、ちょっと時間がございませんが、その資料を見ていただければそれぞれの項目がどういったものが反映しているかというような、こういうものを見ていただければと思います。そういうような本文になっております。

続きまして、今後のスケジュールでございます。今町民のパブリックコメントと、それから子どもパブリックコメントの予定でやっているのですが、町民のパブリックコメントは今のところありません。子どものパブリックコメントについては、今回回収分が646、在籍数合計が806ですから80%近い回収率をいただいています。内容的には非常によろしいのではないかとというようなお話をいただいております。特にそういうわかりやすいとか、読みやすいとか、そういうお話がありました。あと、子ども憲章に副題をつけることも非常にいいのではないかとのお話をいただいております。そういうようなことでございます。

レジュメのほうに戻っていただきますと、3番目の今後の策定スケジュールです。12月25日に委員会で次世代の答申をいただいて、そして25年度中に委員会等もこれからまた議論していくような形になりますし、議会の皆さんにも議論いただいて、25年度中に議会の議決を予定していきたいと。26年の4月からはしらおい子ども憲章行動計画の推進というようなことを考えております。特にしらおい子ども憲章につきましては、この憲章本文6つあります。この6つの行動目標や指針を施策の方向性にして、それに基づいてその事業の年次を決めて集中的に実施していくという予定です。そして行動期間については2020年度を目標年次にしております。それはちょうどアイヌの共生空間の拠点となる博物館ができるという目標年次に合わせております。行動計画については毎年見直していくと。この部分はこれから次世代の審議会の中で十分議論していきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま説明がありましたが、この件について特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） しらおい子ども憲章の策定ということですが、まずこの子ども憲章をつくるに当たっての今説明をいただきましたけれども、ここで言っている子どもというのは一体どのような年齢、何歳から何歳までかということがこのところでは何も説明ないのが一つ。

それともう一つ、この子ども憲章の中で案と出ていました。資料4ですか。この前文のところ町制施行60周年の節目にと書いているのですが、ここをわざわざ入れられるその

意味というのですか、その辺がよくわからないのですけれども。子ども憲章であればここを入れても入れなくても子どもたちに守ってもらうための憲章なのか、大人がこれを尊重するという憲章なのか。この3点をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、まず第1点目の子どもの対象年齢ですけれども、児童福祉法に基づく同じ18歳未満ということでございます。

それから、町制60周年を節目にということですが、ここの部分は大体ほかのまちもそうなのですけれども、そういう町制とか町制の節目とか、そういうような表現が憲章の中に出てきます。そしてこの制定のところで何年とかと書く部分もあるのですけれども、ここに60周年という期日をこのしらおい子ども憲章がいつできたかということのある意味ここでしっかり載せておいたほうがいいだろうということで、しらおい子ども憲章、町制60周年の節目にという言い方をしています。

子どものためのものなのかということですが、子どもも大人もそれぞれ子どもを育てていくためには、当然大人の役割と子どもの役割があるわけです。ですから子どもの憲章なのですが、これは大人のためでもあるということで、子どもも大人もという言い方で、本文とそれぞれ役割と行動も目標もきちんとしています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 児童福祉法で18歳未満ということはわかりましたけれども、それでは、この中で対象になってアンケート調査をしているのが小学校6年生から中学生というふうになっていたのですけれども、これは一体何歳ぐらいの子どもたちが、例えば学校でこういうものを教えていくときに、低学年の子どもが理解できるのかとかいろいろあると思うのです。ですからこれを教える対象年齢というのですか。これを理解してもらう対象年齢を何歳と大体考えられているのか。その辺を教えてください。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、理解されている対象年齢ということでございます。対象年齢としては、まずわかっただけの部分の表現としては小学校5、6年生ぐらいを対象にしています。ただそこに書かれている本文ですとか、それぞれ前文についてはもう子どもさん、皆さんそれぞれ高校生まで、18歳まで十分大切な項目を全部並べております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 子ども憲章というからには、やはり小学校4年生ぐらいで理解できることが私は一番理想ではないかと思うのです。というのは、よくいろいろなアンケート調査とかいろいろやりますけれども、世の中の人たちで新聞を読むとか、いろいろなものでも小学校4年生ぐらいの学力レベルだと世の中の人々の9割以上のほとんどの方々が理解してもらえらるというふうになっているので、できれば小学校4年生ぐらいまでに下げただけだと、何と言

いますか、自分たちを子ども心に大人がこうやって見守ってくれているのだという自我が目覚めるのも大体そのぐらいではないかと私は思うのです。自分というものがわかってくる。そちらは専門家だからわかると思うのですけれども、そういう意味でもそのぐらいの年齢はいかがかと。これは私の考え方ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今対象を4年生ぐらいまでというお話だったのですけれども、一応5年生というのは私どものイメージしていた部分ですが、ただこれからのつくり込みの中で、当然パブリックコメントもそういう年齢でしたのですけれども、やはり漢字とかそういうものをひらがなににして、わかりやすい言葉で大体読めるのではないかと思いますので、その部分の工夫はしっかり漢字をひらがなにするとかそういった工夫はしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 課長のほうから対象年齢を今言ったのですけれども、6項目の内容につきましても、小学校の道徳の指導項目の中に十分入っておるものです。そして日常生活指導の中で、学校の中で指導されている内容ですから、今議員のほうからお話があった年齢でも十分指導の仕方によっては成り立つと思っております。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西です。レジュメの最後の、しらおい子ども憲章行動計画（案）の概要で、これは実行が憲章を定めてどう行動していくかという計画は非常に重要になっていくと思うのですが、これから憲章も議会で議論をしていく中で、この行動計画というのはどういうふうに考えていて、いつごろ明示されて議論を平行して一緒にやっていける形になっているのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 行動計画の明示の時期というお話です。今スケジュールをここに載せておりますとおり、これから次世代のほうの会議がございます。その次世代の会議の中である程度行動計画を固めまして、議会の皆さんにお示しできるのではなからうかと思っております。その時期はおそらく次世代のほうの答申が終わってからの形になるのではないかと思います。お示しする予定にはしております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 次世代の中で行動計画を練っていくという形になっていますが、26年度には憲章と行動計画のほうも推進に入っていきます。3月定例会までに憲章の議決を得るとなると、その行動計画も平行して整合性を取れているのか我々議員も心配になるところであります。それまでには行動計画をお示しいただけるという認識でよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） その認識でよろしいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 山田です。第5次総合計画の分野、教育のところと、子ども憲章行動計画との整合性というのはどういうふうに図っていくのですか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今第5次総合計画の部分とこの行動計画の関係ですけれども、当然行動計画、今次世代の育成支援行動計画もございます。これは今の第5次総合計画とある程度一致させていると思います。今後は当然うちの行動計画自体、みずから子どもたちがどういう行動をしていくか、そういう要するに次世代とどちらかと支援していくという部分ですが、ここの部分でいうのは自分たちがみずからどういう行動をしていくかというようなことです。そこの部分については当然余りお金をかけないで進めて、ソフト事業の形をしたいと思います。ですので、当然総合計画との整合性は取らせていただきたいと思います。ただ、なるべくお金をかけないように進めたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 行動計画については今課長が言ったようにお示ししなければいけないと思っているのですけれども、具体的なイメージとしては、総合計画の中に出されているところを押さえながら、そしてここで今ご提示しました子ども憲章の項目というか、中身があります。そういうことを周知する部分と、それと実際に子どもにとってどのようなこの憲章に基づいた行動といいますか、行事を含めてやっていくかというふうなことで、今いろいろと町内の中でそれぞれの団体等がやっている行事等も含めながら、そこに入れていきたいというふうなことでイメージしております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。学校教育現場においては、この憲章をどのように活用されていく予定ですか。ここまで聞いていいのですか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 学校現場において子ども憲章をどういう形で活用していくかということです。当然今教育長のほうからお話があったのですが、道徳の部分とか、そういった学校の子どもさん方には周知していかなければならないと思っております。そういう部分で当然今の憲章それぞれは教材にもなると思います。ただその部分での周知徹底は、これから行動計画の中で憲章を広めていくとか、そういうような計画にもなるかもしれない。ですからソフトな部分が多いと思います。

○議長（山本浩平君） 9番、吉谷一孝議員。

○9番（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。私この資料3、中学生の意見をずっと読ませていただきました。私の持論ですが、大人というのは子どもを育てるというよりも、親となって子どもに育てられているという実感を持っております。近年の教育環境の中で、やはり子どもの教育も大切ですが、こういったことを通じて保護者、大人の教育というのもしていく必要があるのではないかとこのように考えますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 当然議員の言われるとおりに理解しております。今子どもさんのそういうPRといいますか、理解していただくと同時に大人がどういう役割を担ってくるかということその子ども憲章の中で載せているわけですから、大人の皆さんにも当然周知徹底をしていく方法は取りたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今課長の部分でちょっとイメージを広げたいと思うのですが、今言ったように議員のほうからご指摘があったように、子どもとともにやはり育ちあう関係はつくりたいというふうに思っています。ですから、今本町において青少年育成大会等が町民の会主体にしてやっております。そういう中で大人の方にも周知したいし、そういう中で子どもとともに行事をやっていく、そういうことを通しながら、この憲章の持っているベースになっているその目的を浸透させていきたいというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） このしらおい憲章の副題、アイヌ語で表記すると言っていましたね。ここで議論するつもりはありませんけれども、本当になじむのかと私はそう思います。憲章の精神論からいってなじむのだろうか。そして、先ほど担当課長のほうでアイヌ施策基本方針云々と言いましたけれども、私もここでもって基本方針を持っていますけれども、4で施策をうたっていますけれども、これが横並びにここに反映されるものかどうかということをや乎乎もって内部で議論を深めてほしいと思います。なぜ憲章の副題にアイヌ語が出てくるのか。本来、基本方針とか白老が先住民族を認めていますけれども、それらとこれとは別な議論になると私は思うのです。私はここでは是非論とか議論をするつもりはありませんけれども、どうもそういうことを懸念するのです。だからもう少し内部で、本当にアイヌ文化は大事ですが、子ども憲章という憲章ですから、その副題に本当になじむのだろうかということをもう少し内部で本当に議論してほしいと私は思っております。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 子ども憲章の中に副題としてアイヌ語がなじむのかということですが、当然先ほど、最初に前田議員のほうからお話がありました、本当にアイヌ語に意味と言葉がなじむのかということが一つ、ここの部分は専門家のご意見もいただいて、当然今の内容の部分、なじむような表現を何点かその部分は検討させていただいております。

あともう一つは、アイヌ語、施策基本方針とか文化という部分であります。当然そういう基本的な文化振興ですとか、そういった部分も大事であります。特に子どもたちのアイヌ文化に対する親しみ方は、このパブリックコメントの中で子どもたちの意見、特にパブリックコメントの中にありました。それはやはりアイヌ語を副題にしているということはすごくいいというお話をいただいております。その部分は、白老のアイヌ文化というものを子どもたちもよりここで認識していただくという意味合いと、そのアイヌ語の持っている、今ウレシパとかという非常にリズム感とか、そういった言葉で親しみを持たせると。何かそういう何とか憲章とい

う感じで、しらおい子ども憲章自体も子どもから見ると長いという、パブリックコメントの中でもありました。そういったリズム感とか、覚えやすいとか、また今回の民族共生空間の中でともに生きていくという意味合いがございます。そのともに生きていくという、ともに育ち合うとか、また優しくとか、そういう自然に優しいとか、アイヌ文化の持っているそういったものがこの憲章の目指すべき部分とも共通してくると思いますし、実際そういうアイヌ文化というものに子どもたちが親しむといえますか、それを教材として学習もしていることもございますし、そういう部分ではアイヌ語で表記しているというのは十分妥当ではないかと思えます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 表現的な今言ったことの羅列ではだめです。本来のアイヌ文化が今までの過程の中の歴史的、背景をきちんと学校の現場で教えて、理解して子どもたちがやっているかということ逆を大人が考えなければいけないのではないですか。それでただアイヌ語の語感がいいから言葉を運用するという、そんな不謹慎な話はないです。もっと根本的に、ではそのアイヌ語を使ったときの、日本語に訳したときのそういうのにかかわる性質とか哲学がきちんとなければ、ただ今言ったように語感がいいから使いますという話にこれはならないでしょう。もっと大事な話です。教育の現場においても大きな問題でしょう。私は否定しているわけではないです。だからそこを十分理解してやっているのか。まして白老ですから。

そして、今課長言うように、これは、象徴空間は関係ないです。どうも何か変な話、勘違いしているのではないですか。私はもっと純粋に憲章として議論してほしいです。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 十分、今議員からご指摘があったように、憲章そのものの中身がもちろん大事なところですから、そのところは重々私どもも押さえております。ただ副題ということですけども、子どもたちの一つこの憲章に寄せる思いを今うちのまちが独自に学校現場で進めているアイヌ文化を学ぶふるさと学習が随分進められてきております。そういうことで、先日の青少年育成大会での主張の中にも、初めてです。アイヌ民族に対する思いをこれまでの学習を踏まえて発表した子どもがおりました。そういうふうな実践というか、実態を通したときに、やはり今までやってきた学習成果が一つのもので実際に出てきているのではないかと。そんなことも含めながら、子どもたちにより白老の子どもたちがゆえの思いも含めて、こういうふうな副題というか愛称もある子ども憲章であればいいとふうなことで議論しております。ですから、今ご指摘いただいたことは十分また内部で検討いたしまして、またこういう場に出したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 私からも一つ。大きなテーマに基づきながらそれぞれに文章をつくっていくというやり方、こうやるとかなり絞られていって、どんどん中身が抽象的になっていくわけです。そうすると、どうしても行動計画をつくってもっと優しくしなければならないとい

うところが出てしまう。ところが、子どもたちがいつも頭に入れておかなければならないのは、一番大事な憲章の部分だと思うのです。だから憲章の部分をもっと子どもの言葉で優しくなるような方法を取らなかったら、いちいちそういう行動計画を持って子どもたち行動するわけではないですから。この憲章の文章が頭の中に入ってしまうような、そういう言葉でなければだめだと思うのです。だからすごく短く具体的なもののほうがいいというのは読んでいて思うのです。それが一つです。

それから、もう一つは大人のほうですけれども、先ほどの説明のともに育ちあうという観点というのは、これは絶対必要で、上から押しつけるという形ではなくて、大人がこうやりますと、だから子どもたちはこれを見ていてくださいという形でなければ、こうしてあげますではだめだと思うのです。そうやって考えていきますと、これも項目別にこうやって考えていくと、町民憲章もやはり同じ狙いで絞られているわけです。では町民憲章とのかかわりというのは、これは子ども相手ですから、またもっと違う観点ということが必要になるというふうに思うのですけれども、その辺加味しながら考えていただきたいということです。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） ご指摘があったようにかなり言葉の精査は短い言葉で、そして子どもにとってその言葉の意味合いがわかって、そしてそこに込められている思いがわかってというふうなことの精査はしていて、今このような言葉になっているのです。ですから、まだそこら辺のところ、今子どもパブリックコメントで下ろして、子どもたちがどういうふうなところで捉えているか。その辺のところの精査もして、再度その検討はさせていただきたいと思っております。

それから、もちろん大人とのかかわりの中で町民憲章とのこともあるのですけれども、あくまでも子どもと大人という、先ほど私が申し上げたように、子どもは大人によって守り、教えられ、育てられるという権利が一つあるのと同時に、子ども自身が、自分自身が地域社会の中でみずから学んで育つという、そういう要素も押さえながら、この二つのそういう子ども観を持ってこの憲章を策定したいという観点から、この子どもは、それから大人はというふうな両併記というか、そういうことにさせてもらっているのです。

以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 基本的にはそれでいいと思うのですけれども、わかりやすくというのが、例えばいじめをしないで自分を大切にしますということだとか、命がどうだとかこうだとかというのも自分を大事にするという自己肯定的なその部分だけでもいいのかと思うし、それから、子ども特有の一番必要なものは勉強しますという宣言、そういうものが不要なのか。そして、元気に遊び、運動をするという、そういう子どもの権利、こういうものが入ってこなくていいのか。そうやっていくと、これが行動計画に全部入ってきますからそれでいいのではなくて、こういう中にそういう子どもがしなければならないことがこうやって出てくるという、そのことが必要ではないかという気がして。もう1回そこは見直してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 議員のお話がありました部分、もう一度十分見せていただきます。本文当然あると思いますので。ただ代表的な部分でそれぞれ載せていると。特にあいさつとか、みずから努力するといったところはそういった部分で共通すると思いますが、もう一度その部分は十分検討させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 松田です。いろいろな考え方があると思うのですが、戸田町長がこの議会というのはまちの最高機関だと言っています。この最高機関がこの大きな、大きな子ども憲章というものを45分の今のこのやり取りで終わって憲章にするなんて、こんな話私はないと思う。もうちょっと一日いっぱいぐらいやるとか、そのぐらいの議論をしながらやるぐらいの子ども憲章でなければ根づかないです。

先ほど前田議員も言ったけれども、アイヌ語の表記をするのだと書いてあります。私は、これは反対です。なぜ反対かという、私は前に、白老の環境条例というのがあるのですが、あそこにアイヌという言葉を使って私は反対したのです。もう十何年になります。高田議員も賛成して、その環境条例を取り下げたのです。議案として出てきたやつを。その後私が議員でなくなったらその条例ができたけれども、このアイヌという言葉は、これは中曽根さんも言っていました。日本は単民族国家ではないと。ずっとアイヌ文化法を認めなかった。それからこのアイヌ文化振興法が、野村義一が60年かかって、アイヌの人が60年かかって、もっと早く言うと明治43年からこのアイヌの文化というものを訴えて訴えてやっと平成9年にアイヌ文化振興法ができたのです。まだアイヌそのものが成熟していないのです。アイヌというものが。

それから、子どもたちが、アイヌがどういうものかきちんとした説明ができますか。先ほどアイヌ語がわかりやすいからという言葉がありました。子どもたちがそのアイヌということ一つをどれだけ理解しているかと思うのです。先ほど村木理事も含めて、北大のどうのこうの方々がかかわってやっているようだけれども、私はこんなのは押しつけだと思います。子どもたちがきちんとしたアイヌというものを、このアイヌ文化振興法をアイヌの人たちが訴えたのは、これは差別があったからです。ですから、このアイヌという言葉を使うということは差別をなくするのではない、このことは差別です。ただ、これは先ほど言った一部の人は、それはそれなりに使っているのだけれども、では、この白老のまちでアイヌはどこにいるのですか。きちんとアイヌはどこに居るかきちんと明確に言えますか。みんな昔はアイヌということのみんな伏せたかったのです。アイヌというものを。そうやってアイヌ文化振興法ができて、アイヌ象徴空間で今白老のまちが沸き上がっている。これはアイヌを理解して沸き上がっているのではないのです。あれをつくるとあの財団に観光に来て、そして白老がその観光を当てにして、これに沸き立っているだけです。ですから私はこのアイヌという言葉は、私はきちんとしたもう少し、いい悪いではないです。45分でやる問題ではないです。私はそう思っています。

○議長（山本浩平君） その前に、今松田議員いいご意見おっしゃっていただいたと思うのですけれども、実は総務文教の委員長からもご相談があったのですけれども、きょうのこの全員

協議会1回で終わらせて、そしてこの1月の議案提案というような考え方は、実は議長の私も持っていないで、何度か総務文教常任委員会という形ではなくて、こういった全員協議会の中でやっていきたいというふうに考えてございます。特に子ども憲章ですから、1回この憲章を掲げてしまったらこれはずっと白老の子ども憲章はずっと残るわけです。ですから、これは議員全員でももう少し議論していきたいというふうに私は考えているところでございます。

古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今松田議員のほうからご指摘あったことを十分、私も現場の中でこれまで十分押さえながら教育に当たってきたつもりでございます。先ほど前田議員からも言われたように、今回こういう憲章にアイヌ語の愛称というふうなことは、決して単なる今観光誘致とか、そういうふうなことではなくて、しっかりと子どもたちの中に、今白老の子どもたちはアイヌ文化を学ぶふるさと学習というふうなことで学習を長年通してやってきております。それから、体験学習も含めてやってきております。それと同時に私も道のアイヌ文化振興機構から出ている副読本の編集委員にもかかわりまして、そういうことも含めて学校の中においては少なくともその学習をしてきていることで、大分子どもたちがどういうことであるのかというふうなところは押さえているというふうに考えておりますので、その辺のところも考えて今回白老らしさも含めて、子どもたちの思いも含めて、これでこういうことではどうなのかというふうなことで考えているところです。議論の必要は十分あるかと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私は、そういう意味で言っているのではないです。やはりアイヌというこの言葉、先ほども言ったようにアイヌ協会を挙げてアイヌの民族を認めてもらう法律を訴えてきたかというのと、これは差別があったからなのです。それから明治43年ごろにアイヌの持っている土地を全部没収されて、今から120、130年前だと思えます。それをまた今になってそのアイヌの土地を取り戻そうということも、このアイヌ新法に入っているのです。ですから私は、白老でアイヌの会員が1,500人ぐらいと言っています。言っているのだけど、今では白老で家が約1万件あります。世帯が。ではこの家アイヌの家だときちんと言える家はありますか。ないでしょう。ですから、ただアイヌ語が面白いとか、わかりやすいとかということでやるのがむしろ差別です。これは私の意見ですけれども、やるのが差別なのです。白老のまちで育つ子どもはアイヌの言葉もわかるかもしれません。ではよそのまちから白老のまちに子どもが来たとします。そうするとアイヌとは何だろうから始まって、そしてその大人もアイヌというのがわからなかったら、アイヌというのはこういうものだ、むしろ差別になってしまうのです。ですから私は、こういう言葉というのは差別から始まった言葉なのです。アイヌとこうやって広がってきたのは。それでこそ差別をなくするためにアイヌ協会、特に野村義一さんが37年間アイヌ協会の会長をやって、ジュネーブまで行って今やっこのアイヌ文化をアイヌの方々が手に入れたのです。ですから私は、このアイヌという言葉をもそんなに簡単に使うべきものではない。それは携らない人には面白い言葉かもしれません。わかりやすい言葉かもしれま

せん。しかしながら、このアイヌの言葉を入れてどうなるのですか。子ども憲章でいいではないですか。先ほど白老というまちもひらがなのほうがいいと言いました。ではなぜこの難しいアイヌの何と言いましたか。4つの言葉を言いました。そんなものがわかりますか。私からすると。それから今も、この間西田議員がここからアイヌ語で何だかと言いました。イランカラプテですか。その言葉も誰か使っている人いますか。あれだけやっても。私は聞いたことありません。ですから、いいやすい言葉とか何とかというのは、そういう興味本位という言葉は悪いけれども、そういう言葉でやってはだめです。

それから私は、この子ども憲章というのは、憲章はつくるべきだと思います。でも、それには45分でやるべきことではないと、こう私は言いたいのです。

以上です。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今松田議員のほうからのお話いただいたとおり、私どものほうもアイヌ文化といいますか、そういういろいろな今までの歴史的な部分とか、そういった部分は十分理解して勉強させていただいております。当然今教育長のほうからもお話があったとおり、今学校現場ではアイヌ文化について何とか文化を親しみやすく、白老の子どもたちはアイヌ文化についてよくわかっていると、理解している中で何とかやっぺいこうというような思いでずっと続けて、歴史もあります。その中で、今回子ども憲章の中で副題を入れたというのは、よりそういうアイヌ語がもっと子どもたちにそこで親しめるようにしたいという思いもあるのです。ですから、テンポとか何とかという部分でちょっとお話があれだったのですけれども、十分意味とか、意味合いとか、そういった部分はもう2カ月近くそれぞれ専門家と議論させていただいて、しかもまたこれからまだこの部分だけ、パブコメの中でなかなか最後まで決まらなかったところなので、この部分を十分、今議員さんのお話もいただいておりますので、十分検討させていただいて、つくり込みをしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 簡単に言うと人というのはそれぞれ好き好きがあって、俳句の好きな人もいるし、スキーの好きな人もいるし、野球の好きな人もいる。アイヌ文化だって何だって好きな人は学ばばいいのです。それを全てこの重要な子ども憲章にこの言葉を、はっきり言ってこの言葉は特殊な言葉なのです。こういう言葉をやはり使うべきではないと私が言ったのは、好きな人が使えばいいのです。先ほど西田議員が言った何とかという言葉も、それは好きな人が使えばいいのです。何もこんにちではよかったらこんにちではいいのです。そんな難しいのをわざわざつけること私はないと思うものだから、今お話ししたのです。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） そのところは十分理解してやりたいと思います。ただ一つだけ、私も今議員のほうからおっしゃるようなところをしっかりと押さえながら、少なくともみんながやはり理解をしてもらいたいと。そして本当に共生という中でともに生きるということを大事

にする、そういう社会というか地域というか、そういうものをつくりたいというふうに思っておりますので、十分そのところは理解したいと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 時間もきているので端的に質問したいと思います。2点あるのですけれども、まず今のアイヌ語の副題をつけるかどうかという部分ですけれども、ここは今回僚議員のほうからも質問があったとおり、例えば興味的な話だとか、愛称としてというような形で軽々に使うことはやはりよくないというのは、それは議員として一致している考えだと思います。ただ、今全てに神が宿っているとか、そういう敬いだとか、そういった精神とか、そういうましてや民族共生の象徴、つまり我が国における民族共生のシンボルとなるまちとして、未来を担う子どもたちに対してどうしても共生の考え方を持っていきたいと、そういう重い趣旨で使っているという、説明としてはただ長いからという話があったので、その説明がないと正直言って同僚議員のような厳しい質問になるのです。そうではなくて、きちんとしたそういう精神性や哲学や背景といった、それをなぜ白老の、そして子ども憲章に使うかという部分、十分にそこはきちんと組み立てていただきたいと思いますがいかがですか。

それと、せっかくこういう憲章作成という非常に重要な事業ですので、これをどんどん活用していただきたいのですけれども、学校目標というのがあります。各学校においてどのように実地なされるかという部分です。学校目標というのは学校の憲法ですので、そうそう軽々に入れるべきではないと思いますが、例えば学校教育目標や各年度において行われる各校における教育方針あります。その部分で、このしらおい子ども憲章はどのように図られるか。そういった部分についての整理のほうはされているのか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） まず、先ほどから議論になっておりますアイヌ語の件につきましては、今議員からご指摘されたとおり、決して、説明の仕方の押さえが本当に申しわけなかったというふうには思いますが、そういう意味で使っていきたいというふうなことではないのです。もっとそこに込められているもの、それから白老の子どもたちが今まで学習してきたこと、そういったことの中にその言葉の意味合いを捉えていきたいというふうに思っております。

それから、二つ目のところですが、学校でいえば教育目標があって、そしてそれぞれの年度、年度ごとに重点目標もあるというふうなこととのかかわりといいますか、その中で見ていったときに、この憲章のあり方というのは、一つは今ご提示したものが学校でいえば学校の教育目標にあります。それから、その目標を踏まえる形でその年、その年といいますか、その年度の重点目標が行動計画というふうなことの中であらわしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） これで終わりにします。まず1点目はわかりました。ただ、今回僚議員からの指摘もあったとおりで、厳しい差別の時代もあった部分もありますので、これはもし

具体的にこのような副題をつけたいというふうになった場合に、アイヌ民族の方々と十分に協議して、ご理解をいただくようなことは必要だと考えますがいかがですか。

それと、このしらおい子ども憲章が学校現場においては行動計画でという部分で、そこで議論を待ちたいと思いますが、家庭についても、家庭においてこの子ども憲章は特に大人はという部分もありますので、ぜひ家庭に対しての活用の部分は丁寧な組み立てをしていただきたいと思います。こちらのほうは、家庭に対してという部分は行動計画には示されると考えてよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） これを条例という形ではなくて、憲章というふうにしているのは、そこに罰則的なとか、必ずこうしなければならないという、そういう評価の仕方ではなくて、皆さんがこういう思いを持ちながらやってほしい、いきたいという、そういう意味で憲章という形を取らせていただいております。そういうことで、もちろん学校の中においても、また地域の中においてもそうですし、家庭への周知の仕方については十分ここを考えていきたいと思っています。そのことについてはいろんな形があると思っています。学校から家庭へという流れではなくて、地域の今までやっている行事等の中で家庭への啓蒙といいますか、そういうことは図っていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今ずっとやり取りを聞いていまして、本文の子どもはというところで、1は子どもが命を大切に、勇気を持っていじめや暴力をなくしていこうとする気持ちを持ち生活できるように、大人が子どもの命を大切に、守り育てることを宣言していますというふうにあるのですが、この最初に差別という言葉があります。これはどういった意味で。今も差別とは何なのだろうとずっと思って、ずっと考えていたのです。どうしてもアイヌ語とかというふうになって、そういうアイヌの文化だとか昔から差別があったとかということを書いてしまうと、まだ子どもたちの中にそれを言わないといけない。黒人差別とか今アフリカのマンデラさんが亡くなって、その黒人差別をなくするためにあの人は命をかけて牢獄に入ってやってきたという、そういうことがあるのですけれども、白老町があえて今子どもたちに差別をなくするのだということの意味合いが、命を守るということに私の中ではつながらないのです。そんなに差別が子どもたち自身の中にあるのか。大人のほうが、差別があるのではないかと思っているほうですので、この差別という意味合いが私はどういうことかちょっと理解できないでいました。

それと、大人のところがあるのですが、先ほどずっと言っていましたように、子どもと大人はともに成長し育っていくのだということがありました。私は教師の立場というものがああると思うのです。子どもというのは、半分は教師がかかわっている。だから私は、このしらおい子ども憲章をつくるために今後子どもたちがこのことをしっかり見据えて、これは子どもたちというよりも、私は周りの環境がこの子どもたちを守る環境がしっかりできるということが子ども憲章の意味合いが大きいというふうに私は捉えていますので、親はもちろん当たり前、家庭

がどうあるかという質問ありましたから言いませんけれども、先生方がどれだけ子どもたちとかわかれるのか、どれだけこのことに基本をおいてやっているのか。これをつくるときに先生方はどこまで考えて加わったのかということは今考えて聞いていましたけれども、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 本文の中で、差別やいじめをなくしということですが、ここの部分は子どもアンケート調査ですとか、いろいろな意見の中でも実際に言葉が出てきているのです。やはり子どもたちは自分たちと他人というか、ほかの子との関係は結構すごく微妙な中で、民族ではなくてコミュニケーションの中での話です。そういう部分で子どもたちの言葉をそのままといいますか、そういう中を借りて差別やいじめをなくしてという、そういうような表現がわかりやすいのではないかとございます。

もう1点は、当然教師の部分はあるのですけれども、教師の部分については、アンケート調査の中でも教師の皆さんにもアンケートを実は取っているのです。そういう中で、吉田議員の言われるとおり、教える側のほうの部分も十分配慮していきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 私が考え過ぎなのかもしれません。やはり気になるのです。それは子どもたちの中に相手を見下げるといふ、そういう意識があるからいじめにつながるのかと私は思っていましたので、そのことが差別なのか、弱い者をいじめることもやはり差別になるのですか。何かその差別という意味がどうもしっくりこないのです。憲章として残るのです。差別という言葉が大人の立場から取るといろんな意味に取れるのです。先ほどからいろいろ問題が出ているということも、私も子どものころから白老にいて、そういうことをぶつけられましたから。こちらがないことも相手からぶつけられることもあったのです。アイヌのことはあんたたちになんか絶対わからない、気持ちなんかわからないとぶつけられたこともありますので、同じようにつき合ってもそういったことがある。それが憲章として将来永遠に渡ってこの差別という言葉が残っていくことが、子どもたちは違った意味で捉えているのかもしれないけれども、大人のところには入っていませんけれども、最初と最後に差別をなくすというのは何となく何かすっと入ってこないのです。これは私の考えですので、これからまたいろいろやっていくことですので、一応私は自分の意見としてそういう考えがありますということを書いておきたいと思いますが、やはりこれは本当に大事なことで、これは将来に渡って残っていくものなのです。だからそのことをみんなが納得できて、本当にこれを守って子どもたちを守り、ともに成長していこうというような、そういったことになれるようなものにしていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 吉田議員のお話にありました部分、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） まだご質問のある方いらっしゃると思うのですが、次の日程が非常に詰まっておりますので、きょうはこれぐらいにさせていただきます、とてもいい議論になったと思いますので、時間を少しかけた中で、少しという表現はあれですけれども、いろいろスケジュールがあると思うのですけれども、これはやはり重要なことだと思いますので、かけた中でしっかり議会と教育委員会側と議論を重ねた上で立派なものをつくることを目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。きょうの会議はこのぐらいにさせていただいて、またやる予定でございます。

古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 本当に長い時間ありがとうございます。今皆さんからいただいたご意見等を踏まえて、再度また次世代のほうを含め委員会の協議をして出したいと思います。次回は子どもパブリックの結果がまとまると思いますので、それも踏まえてまたご提示をさせていただきます。

きょうは本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 4時27分）